

二の改定の根拠、人事院勧告と労働基本権との関係、今後の人事院勧告の取り扱いの方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、丹羽総理府総務長官より、五十九年度の人事院勧告の取り扱いについては、俸給表等の勧告内容を尊重した完全実施に向けて最大限努めてまいる所存である旨の発言がありました。

三案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決されました。

以上、御報告申し上げます。

順次、採決の結果三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二件）

8	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	委員会	議院	衆議院	議院	備考	
		個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案		五八、〇二八	五八、二二七	五八、二二三	五八、二三四	五八、二二八	五八、〇三一	五八、二二七	
					受領	付託	可決	可決	可決		

個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）

五八、一〇、二八 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年分の所得税の減税の特例措置に対応して、昭和五十八年度分の個人の住民税に係る負担の軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和五十九年度分の個人の住民税について減税の特例を定めるものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除額、扶養控除額又は基礎控除額は地方税法の定める金額にそれぞれ七千円を加算した金額とする。

二、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額を三十万円（現行二十九万円）とする等の措置を講ずる。

委員長報告

御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、所得税の減税措置に対応して、昭和五十八年度分の住民税負担の軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和五十九年度分の個人住民税に限り特別の減税を行おうとするものであります。その内容としては、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額は地方税法の定める金額に七千円を加算すること、配偶者控除等の適用対象となる者の給与所得等の限度額を三十万円に引き上げること等であります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、各委員から景気浮揚と減税規模、今後の税制改正に対する政府の方針、地方財政対策等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。